

姫 監 公 表 第 7 号

令和 7 年 5 月 2 7 日

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和 6 年度 監査の結果について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 7 項の規定により標記監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果報告を公表します。

1 こども未来局定期監査結果報告書

令和6年度 こども未来局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

こども未来局

教育保育部 幼保連携政策課、こども保育課

出先機関 豊富保育所、めぐみ保育所、飾磨保育所、花田保育所、高岡保育所、城陽保育所、城東保育所、市川台保育所、高浜保育所、広西保育所、船津こども園、四郷和光こども園、砥堀こども園、前之庄こども園、中寺こども園、安富こども園

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和6年11月25日から令和7年3月24日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 収入関係事務

ア 市立施設教育・保育給付費利用者負担金収入関係事務（こども保育課）

イ 私立施設教育・保育給付費利用者負担金収入関係事務（こども保育課）

ウ 延長保育市立施設利用者負担金収入関係事務（こども保育課）

エ 児童給食費負担金収入関係事務（こども保育課）

これらの事務について関係書類を調査したところ、未収金が認められた。
早期徴収に努められたい。

(2) 支出関係事務

ア 姫路市保育士等住居借り上げ支援事業補助金交付関係事務（幼保連携政策課）

この事務について関係書類を調査したところ、補助金の交付申請について、要綱と運用に齟齬が生じている状況が見受けられた。

姫路市保育士等住居借り上げ支援事業実施要綱第7条第1項で、初年度の補助金交付申請書の提出期限は、補助対象保育士を補助対象住居に入居させた日の属する月の末日（当該日が4月1日から同月末日までの場合にあっては、5月末日）までに提出しなければならないと規定されており、また同要綱第5条第1項第3号において、第7条第1項に規定する提出期限を超えて補助金交付申請書を提出した場合の補助対象経費の始期は、当該申請書を提出した日の属する月の初日からと規定されている。

しかしながら、私立保育所等の設置者に送付した補助金交付申請の案内文書には、令和6年4月から6月に採用された者の提出期限を令和6年6月28日としており、6月以降に申請書を提出した場合、4月又は5月に入居していたとしても補助対象経費の始期は6月となる。

事業の実施に当たり、その運用を改めた場合は、要綱を適切に改正するよう努められたい。